改正後

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請）

第三十四条　法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

（削る）

八　申請者が法第四十条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九～十二　（略）

（心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者）

第三十四条の二　法第四十条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第六十五条　法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（削る）

八　申請者が法第四十条第三号及び第五十七条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九～十一　（略）

（心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者）

第六十五条の二　法第五十七条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十六条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請）

第三十四条　法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～六　（略）

七　申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者（同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。第六十五条第七号において同じ。）に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第四十条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九　申請者が法第四十条第三号から第五号までに該当しない旨を誓約する書面

十～十三　（略）

（新設）

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第六十五条　法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～七　（略）

八　申請者が法第四十条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九　申請者が法第四十条第三号並びに第五十七条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面

十～十二　（略）

（新設）